

小田原市 構造受付チェックシート(鉄骨造) ※2 階以上又は延べ面積 200 m²を超えるものに限る

申請者・件名				
設計者・代理者 記名欄	上記の確認申請書に添付した構造関係図書については、添付図書・明示事項及び意匠・設備・電気図等との整合申請図書間の整合を確認しました。			
構造設計者	氏名記入欄			
構造架構	延べ床面積	階数	高さ	軒高
	m ²	階	M	M

確認申請提出前に下記項目について内容確認の上、該当する各チェック欄に■またはレを記入して下さい。
下記事項が確認されていることを前提に受理時の審査を行います。

	図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
士法関係	構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（建築士法第 20 条第 2 項） ※申請者(建築主)自らが設計を行なった場合、超高層、構造一級建築士関与の場合は不要		☐
	確認申請書	構造設計一級建築士の関与が必要な場合、法適合確認を行った構造設計一級建築士も「設計者」欄に記載されている	☐
		構造設計一級建築士の関与が必要な場合、(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)の欄に記載があること。また、構造設計図書作成の場合は「建築士法第 20 条の 2 第 1 項の表示をした者」のチェックボックスに、法適合確認の場合は「建築士法第 20 条の 2 第 3 項の表示をした者」のチェックボックスにチェックがあり、氏名・資格が記載されている	☐
	設計図書	設計者の氏名が記載されている	☐
		構造設計一級建築士が設計を行った場合、構造設計一級建築士の氏名が記載されている	☐

	構造図面の種類	明示すべき事項	チェック欄
構造図面	配置図◎	土地の高低差、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び建築物の各部分の高さ	☐
		がけ、擁壁の位置及び形状	☐
		Exp. J の位置	☐
	各階平面図◎ 2 面以上の立面図◎ 2 面以上の断面図◎	基礎の配置や構造耐力上主要な部分の位置、構造方法、寸法、材料の種別、開口部の位置、形状や寸法	☐
		屋根ふき材、内外装材、帳壁、広告塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	☐
		間取り、各室の用途	☐
		壁及びブレースの位置	☐
		Exp. J の位置	☐
		構造上別棟の場合、棟ごとの建築物の高さ	☐
		ドライエリアの位置	☐
		基礎伏図	配置寸法や構造方法、杭の種類
	基礎構造物と隣接棟や隣地境界線までの距離		☐
	各階床伏図	柱や梁、壁等の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、材料の種別、開口部の位置及び形状、寸法	☐

小田原市 構造受付チェックシート(鉄骨造) ※2 階以上又は延べ面積 200 m²を超えるものに限る

		部材の寸法や構造方法（明示困難な場合は符号を振り、構造詳細図（断面リスト）にて明示）	☐
		柱と梁の芯ずれ寸法及びスラブ、梁のレベル差	☐
		耐力壁、非耐力壁の区別	☐
		吹抜けの位置	☐
	小屋伏図	屋根、小屋を構成する部材の位置や構造方法	☐
	2 面以上の軸組図	柱や梁、壁等の構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、材料の種別、開口部の位置及び形状、寸法	☐
		部材の寸法や構造方法（明示困難な場合は符号を振り、構造詳細図（部材断面リスト）にて明示）	☐
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分（階段を含む）の構造方法について、代表的なフレームを取り上げて具体的に明示（基礎の鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ、鉄骨の接合部並びに継手及び仕口の構造方法、位置、突出物の取付方法、溶接方法、開口補強、スタッド、ブレース等）（標準仕様書等）	☐
		圧縮材の有効細長比	☐
		屋根ふき材、内外装材、工作物、広告塔等の取付部分の構造方法	☐
		部材断面リスト	☐
	使用構造材料一覧表	材料の種別及び規格	☐
		法第 37 条の規定に適合することの明示	☐
		基礎コンクリートの骨材、水、混和材料の種別（JIS 規格等）	☐
		構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損の恐れのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又は錆止め、防腐若しくは摩損防止のための措置	☐
		特定天井(令 39 条第 3 項に規定する特定天井をいう。以下同じ。)で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又は錆止め、防腐その他の劣化防止のための措置	☐
	基礎・地盤説明書	地盤調査結果を検証し、支持地盤の種別や位置、基礎の種類や底部、杭先端の明示	☐
		地盤の耐力を算定するにあたり、必要な調査結果（液状化の有無等）の明示	☐
		基礎底部に作用する荷重の数値及び算出方法	☐
		常水面の位置	☐
	施工方法等計画書（標準仕様書も可）	杭の施工方法	☐
		基礎コンクリートの強度試験方法や調合、養生方法、型枠の取り外し時期等	☐
	各規定に適合することの確認に必要な図書	政令の仕様規定に適合していることを具体的に明示	☐
		基礎構造の構造方法、断面寸法、鉄筋の配置、根入深さ等	☐
		令第 38 条第 3 項による支持地盤の確認資料（ボーリング等のデータ）	☐
		令第 38 条第 4 項による場合は、平 12 建告第 1347 号第 2 によることの構造計算書	☐
		令第 39 条第 2 項による屋根ふき材、内外装材等が昭 46 建告第 109 号によることの明示	☐

小田原市 構造受付チェックシート(鉄骨造) ※2 階以上又は延べ面積 200 m²を超えるものに限る

		令第 39 条第 3 項（特定天井）による場合は、天井材の接合部の納まり、吊り材の配置及び長さ、斜め部材の配置、端部クリアランス等が平 25 国交告第 771 号によることの明示及び構造計算書	☐
		鉄骨造の柱脚において、平 12 建告第 1456 号に基づき各柱脚形式毎の規定に適合していることの明示	☐
		軸組、床組及び小屋梁の水平力に対する安全性の確保、又は昭 62 建告 1899 号によることの構造計算書	☐
		地階を除く階数 3 以上の建築物で、火災により 1 の柱の損傷で建築物全体が容易に倒壊する恐れがある場合には、平 12 建告第 1356 号によることの明示	☐
		令第 129 条の 2 の 3 第三号に適合することの確認に必要な図書は平 12 建告第 1389 号に基づき、建築物の屋上から突出する屋上水槽等について、その支持構造部分及び建築物等への取付部分が安全上支障のないことの明示 屋上水槽等設備本体部分の安全上の確認は別途設備設計図書で明示	☐
	令第 109 条の 2 の 2 の規定が適用される建築物（層間変形角計算書）	準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造としたものも含む）とした建築物、延焼防止建築物及び準延焼防止建築物の地震力による地上部分の層間変形角が 150 分の 1 以内	☐
		令和元年告示 194 号第 4 第一号イに掲げるものについては適用外	

◎意匠図と兼ねても良い

	構造計算書の種類	明示すべき事項	チェック欄
構造計算書（全共通）	構造計算概要	構造上の特徴、構造計算方針、適用する構造計算、使用プログラムの概要の明示(Exp. J により複数の棟に分かれている場合、棟ごとに留意事項（設計方針）を明示)	☐
	構造計算チェックリスト	プログラムが評定範囲内において適正に使用されている、又は適用範囲、使用条件等において適正に使用されていることが照合できる事項	☐
	使用材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位	☐
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法	☐
		指定材料が第 37 条の大臣認定を受けたものである場合は、計算に用いた許容応力度及び材料強度の数値、及び認定番号	☐
	特別な調査又は研究の結果等の説明書（該当する場合）	法第 68 条の 25 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容	☐
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容、根拠資料	☐
		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容	☐
	基礎・地盤説明書	地盤調査の方法及びその結果	☐
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置	☐
		地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）	☐
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、基礎、形状、寸法及び材料の種別	☐

小田原市 構造受付チェックシート(鉄骨造) ※2 階以上又は延べ面積 200 m²を超えるものに限る

	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	☐
	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法（改良する場合は算定根拠資料）	☐
略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	☐
略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	☐
部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	☐
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法	☐
	各階又は各用途の積載荷重数値及びその算出方法	☐
	各階又は各部分の用途ごとの特殊荷重（EV、外階段、パラペット、屋上設備機器、工作物等）の数値及びその算出方法、根拠資料	☐
	積雪荷重の数値及びその算出方法	☐
	風圧力の数値及びその算出方法	☐
	地震力の数値及びその算出方法	☐
	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	☐
応力計算書（国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。） N 図・M図・Q図添付	構造耐力上主要な部分の剛性の評価、解析条件、モデル化等を明確にし、部材に生ずる応力の明示	☐
	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに梁、耐力壁又はブレースが負担するせん断力及びその分担率	☐
	応力図及び基礎反力図	☐
断面計算書（国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる応力の種別及び当該応力が作用する方向	☐
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	☐
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	☐
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度と許容応力度の比率	☐
	断面検定比図	☐
二次部材計算書	基礎ぐい、床板、小はり、階段、開口補強、2 mを超える片持ち材、屋上設備関係、工作物、広告塔、横補剛、スタッド、耐風梁、ブレース等二次部材の構造計算書	☐
使用上の支障に関する計算書	平 12 建告第 1459 号に基づく構造計算書	☐
屋根ふき材等計算書	令第 82 条の 4 に規定する構造計算書	☐
大臣認定品	大臣認定書の写し	☐

小田原市 構造受付チェックシート(鉄骨造) ※2 階以上又は延べ面積 200 m²を超えるものに限る

構造計算書（令第82条の2関係） (ルート1場合、不要)	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力	☐
		地震力によって各階に生じる水平方向の層間変位の算出方法	☐
		各階及び各方向の層間変形角の算出方法	☐
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角	☐
		損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容(層間変形角が 1/200 を超え 1/120 以内である場合)	
構造計算書（令第82条の6関係） (ルート1・ルート3の場合、不要)	剛性率・偏心率等計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法	☐
		各階及び各方向の剛性率の算出方法	☐
		各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法	☐
		各階及び各方向の偏心率の算出方法	☐
		令第82条の6第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠	☐
	剛性率・偏心率等計算	各階の剛性率及び偏心率	☐
		令第82条の6第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること	
構造計算書（令第82条の3関係） (ルート1・ルート2の場合、不要)	保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算に用いる地震力	☐
		各階又は各方向の保有水平耐力の算出方法	☐
		令第82条の3第2号に規定する各階の構造特性を表すDsの算出方法	☐
		令第82条の3第2号に規定する各階の形状特性を表すFesの算出方法	☐
		各階又は各方向の必要保有水平耐力の算出方法	☐
		構造耐力上主要な部分である柱、梁若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生じる恐れのないことについての検討内容	☐
	保有水平耐力計算結果一覧表	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布	☐
		架構の崩壊形	☐
		保有水平耐力、Ds、Fes、及び必要保有水平耐力の数値(Qu/Qu _n の値)	☐
		各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	☐
		各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材群としての部材種別	☐
		各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	☐
		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係	☐

小田原市 構造受付チェックシート(鉄骨造) ※2 階以上又は延べ面積 200 m²を超えるものに限る

- 1. 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。
- 2. 建築物の構造等の実情に応じて、当該建築物の安全性を確めるために表以外にも必要な図書の追加、変更を行うこと。
- 3. この表の略図及び軸組図は、構造計算書における架構の様相を示した図に代えることが出来るものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。

構造計算適合性判定について

構造計算適合性判定	対象	☐	後日、判定機関から通知書を交付後、通知書(写し)を提出すること	
	対象外	☐		